

漁船登録票再交付申請書、漁船登録票返納届書及び漁船原簿謄本交付申請書の添付書類一覧表

書 類 番 号		1	2	3	④	⑤	6	7	8	9	10	11
申 請 区	添 付 書	申請書又は届出書	申請人の本人確認書類又はその写し	し 船 た 舶 書 原簿に記録されている事項を証明 面（20トン以上）	又 戸 は 籍 謄本又は登記簿謄本 法 定 相 続 情 報 一 覧 図	譲 漁 渡 船 人 の 印 鑑 証 明 書	漁 船 登 録 票 亡 失 確 認 書	漁 船 登 録 票 返 納 届 書	漁 船 解 て つ 確 認 書	漁 港 外 移 動 確 認 書	漁 船 登 録 票	と。漁 ル 船 A 解 票 の 撤 写 の 真 し 又 は （ 払 込 書 を 貼 付 の こ ）
	書 類 様 式 （別記様式番号）					15	26	20	28	29		
再 交 付	亡 失	○	○				○					
	き 損	○	○								○	
返 納 届	転 用			○				○		○	○	
	解 て つ			○				○	○		○	○
	譲 渡			○		○		○		○	○	
	所 有 者 死 亡			○	○			○		○	○	
	所 有 者 解 散			○	○			○		○	○	
	そ の 他			○				○		○	○	
漁 船 登 録 票 検 認 届 出 書 漁 船 原 簿 謄 本 交 付 申 請		○										

- （注） 1 ○印の付いている書類は全ての申請の場合に、△印の付いている書類は該当する申請の場合に添付すること。なお、これらの添付書類は一般的な場合のものである。
- 2 総トン数20トン以上の動力漁船の申請の場合には、書類番号が○で囲まれている書類は省略できる。
- 3 漁船登録票返納届において、亡失のため漁船登録票を添付できない場合は、同登録票の代わりに漁船登録票亡失確認書（別記様式第26号）を添付すること。
- 4 同時に複数隻の申請をする場合、本人確認書類、戸籍謄本及び登記簿謄本は正本1部でほかは副本で差支えない。
- 5 登録票返納と同時に相続又は譲受などの事由により漁船登録申請する場合もしくは総トン数1トン未満の動力漁船を無動力化し引き続き漁船として使用する場合は、表中9の書類の添付を省略することができる。
- 6 申請人が法人の場合、本人確認書類は印鑑証明書のみ。